

報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人しんもり福祉会（以下、「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、理事、監事及び評議員並びに評議員選任・解任委員等（以下、「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬)

第2条 役員のうち、日常的に法人運営に携わる理事に対して報酬を支給する。

(支給額)

第3条 支給額は、評議員会の議決を得て決定する。なお、理事長として選出され法人を代表して運営に携わる理事及び法人運営に携わる理事は、依頼契約により月額を決定する。

(出退勤)

第4条 報酬の支給対象となる理事の出退勤は、出勤簿の押印等により確認する。

(支給日)

第5条 報酬は、毎月25日（支払日が休日は前日）に支払う。

(費用弁償)

第6条 役員等が会議に出席したときは、交通費相当額として距離により日額4,000円～6,000円の費用を弁償することが出来る。

(適用除外)

第7条 法人の職員にはこの規程を適用しない。

(改正)

第8条 この規程は、評議員会の議決を得てから改正する。

附則 この規程は2017年6月12日から施行する。
この改正規程は2017年6月12日から施行する（報酬額の改定）